

令和4年 中間市農業委員会総会（5月）議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（金） 10時00分開始
10時18分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 7名
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照
6番 花田正則
4. 推進委員 2名
田中久光 丸山政和
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 5名
平川事務局長 小林補佐 池本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）
議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）
議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4
年度最適化活動の目標の設定等について

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのおようですので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数全員が出席しております。よって、令和4年5月の農業委員会は成立致しました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしく願いいたします。報告について議題といたします。報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料の1ページ目をお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）」です。こちらの届出は、所有者はそのまま、地目のみの変更による届出となっております。今回1件届出がなされましたので、ご説明いたします。農地の所在地中間市大字上底井野字砂原。面積322㎡。申請人。住所中間市大字上底井野。転用目的は、一般個人住宅となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、2ページ目に載せております。現況は、雑種地で草が生い茂っている状態であり、今後は畑を継続していく予定がないことで今回届出がなされております。説明は以上です。

柴田議長：はい、事務局から説明がありましたが、本件についてご質問ご意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議決事項について議題といたします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料5ページ目をお開きください。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）」は、今回は使用貸借の部分で、今回3件申請がなされておりますので説明いたします。なお、譲受人については、同一になっておりますので、土地の説明はそのまま続けさせていただきます。1件目、農地の所在地中間市大字下大隈字瀬戸。面積225㎡。同じく、字宮田。面積1,097㎡。合計1,322㎡。貸付人。住所中間市大字下大隈。借受人。住所中間市大字下大隈。2件目、中間市大字下大隈字宮田。面積895㎡。貸付人。中間市大字下大隈。借受人。3件目、農地の所在地中間市大字下大隈字宮田。面積219㎡。同じく、字宮田。面積2,464㎡。合計2,683㎡。貸付人。住所中間市大字下大隈。借受人。まず1件目の住所につきましては、貸付人は借受人からみて祖母との関係性になっております。

今回、借受人が、就農に向けて、一旦使用貸借で土地の借受を行い本格的に就農する場合に譲渡を検討することとなっております。1件目の1番の土地につきましては、8ページ目に位置図と写真を載せております。

2番目の土地につきましては、6、7ページに位置図と写真を載せております。

2件目につきましては、借受人から見ると父親にあたります。就農のために、下限面積の5,000㎡を超える必要があるため、父名義の土地を使用貸借で借りるようになっています。こちら位置図と写真につきましては、6ページ目に載せております。

3件目につきましては、位置図及び写真を9ページに載せております。

この農地は梅林であり、果物になっていることから、貸付人からの協力で栽培方法を教えてもらいながら手がけていきたいとの申請となっております。

続きまして、10ページ目をお開きください。議案第6号に係る農地法第3条の調査書となっております。こちらも借受人が同じであることから、10ページから12ページは、同じ内容になりますので10ページだけを説明いたします。

第2項第1号（全部効率利用）、借受人の経営農地は全て耕作されており、付与している機械の能力、農作業に従事すべき家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

こちらは該当いたしません。

第2項第2号（農地所有適格法人以外の法人）、借受人は個人であるためこちらのほうは該当いたしません。

第2項第3号（信託）、信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号（農作業常時従事）、借受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号（下限面積）、借受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の面積を超えますのでこちらは該当いたしません。

第2項第6号（転貸禁止）、許可申請に係る農地は借受人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号（地域調和）、申請地では、野菜等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である日高誠司委員、地元推進委員である日高靖委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。本件について賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。これで議案第6号を終わります。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局： はい、資料15ページ目をお開きください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての所有権移転となっております。

こちらの件は、3月の総会にてお諮りいただいた件で、農地中間管理機構に売買した後、日高誠司委員が購入される案件となっております。そのため、日高委員は、一旦退席をお願いします。それでは説明に入ります。

農地の所在地中間市大字下大隈字洞ヶ。面積371㎡、同じく、洞ヶ。面積38㎡。同じく、字尾尻。面積1,960㎡、同じく、尾尻。面積1,502㎡。合計3,871㎡。所有権を移転する者公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。所有権の移転を受ける者。住所中間市大字下大隈。利用目的、田。売買価格、2,961,315円。移転の時期及び支払期限、令和4年5月25日。支払方法、口座振替です。

こちらの位置図につきましては、16ページに載せております。ご確認をお願いいたします。説明は以上です。

柴田議長： 事務局の説明につきまして何かご意見のある方は挙手をお願いします。採決をとります。本件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。

これで、議案第7号を終わります。

次に議案第8号、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。それでは提案理由の説明をお願いいたします。

事務局： はい、資料19ページ目をお開きください。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について説明いたします。

こちらは、4月の農業委員会以案を上げておまして、その後、意見や修正等はありませんでした。内容については、前回説明したものと同じですので説明は省略いたします。

26ページ目をお開きください。地域農業者等からの主な要望、意見及び対象内容につきましては、特段ありませんでしたので、要望なしとしてホームページで公表をすることとしております。

次に27ページ目をお開きください。令和4年度、最適化活動の目標の設定等について説明いたします。こちらは、前回説明して以降変更や修正等はありませんでしたので、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上です。

柴田議長：ただいま説明いたしました。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はいありがとうございます。
全員賛成のため、原案通り承認されました。これで議案第8号を終わります。続きまして「その他について」を議題と致します。事務局ありませんか。

事務局：その他①令和4年度農業委員会の開催予定日一覧について

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。
次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、白橋委員、井上委員を指名致します。
以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

白橋 崇

井上 俊子
